

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成25年3月8日

鳥取県八頭総合事務所長 山口 秀 樹

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定の告示（平成25年1月10日付農林水産省告示第113号）の内容

（告示の内容）

（1）保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

松田 禮三	八頭郡八頭町西谷字下モムクロヲシ624の1
橋本 正夫	八頭郡八頭町西谷字上ムクロヲシ626の1
下田 康平	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内229
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内229の1
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内230
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内230の1
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内231
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内412の1から412の12まで
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内413の4から413の6まで
	八頭郡八頭町隼郡家字大平360
	八頭郡八頭町隼郡家字大平389
	八頭郡八頭町隼郡家字大平411の1
	八頭郡八頭町隼郡家字大平411の2
	八頭郡八頭町西谷字下モ目谷850の10

（2）指定の目的

水源の涵養又は土砂の流失の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県八頭総合事務所農林局林業振興課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県八頭総合事務所農林局林業振興課